

(仮称) 狭山市こども計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画」(以下「現計画」という。)を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進してきた。

このような中、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、「市町村は、こども大綱を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとする。」と規定されたことから、現計画の体系を見直し、新たに「(仮称) 狭山市こども計画」(以下「次期計画」という。)を策定する。

2. 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3. 計画の体系

(現計画)	(次期計画)
第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法)	(仮称) 狭山市こども計画 (こども基本法)
※包含している計画	※包含する計画
・次世代育成支援行動計画 (次世代育成支援対策推進法)	【継続】 子ども・子育て支援事業計画
・自立促進計画 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)	【継続】 次世代育成支援行動計画
・母子保健計画 (母子保健計画策定指針)	【継続】 自立促進計画
・子どもの貧困対策計画 (子どもの貧困対策の推進に関する法律)	【継続】 母子保健計画
	【継続】 こどもの貧困対策計画 (こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)
	【新規】 こども・若者計画 (子ども・若者育成支援対策推進法)
	こども大綱 (3つの大綱を一元化) 子どもの貧困対策に関する大綱 子ども・若者育成支援推進大綱 少子化社会対策大綱

【市町村こども計画】

市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する市町村計画、その他法令の規定により市町村が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるもの(※)と一体のものとして作成することができる。(こども基本法第10条第5項)

※子ども・子育て支援事業計画、市町村行動計画など

4. 計画策定の視点

こども大綱に沿った施策の検討

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども大綱で示されたこども施策に関する「基本的な方針」等に沿った施策を検討する。

～こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

※こども支援法において、「こども」とは、心身の発達の過程にあるものをいう。

5. 他の計画等との関係

(1) 国及び県

国が策定した「こども大綱」、埼玉県が策定する「(仮称)埼玉県こども計画」を勘案し策定する。

(2) 各分野別計画との関係

本市の上位計画である「狭山市総合計画」、福祉分野の上位計画である「狭山市地域福祉計画」、その他の福祉関連計画等との施策の整合を図り策定する。

6. 計画策定の体制

(1) 庁内体制

ア 子ども・子育て支援庁内連絡会議（政策調整会議）

- ・次期計画の施策等の検討及び審議
- ・こども支援部長、こども支援部次長及び各施策に関連する課長

イ こども計画策定担当者会議

- ・次期計画の策定に向けた情報の収集・共有及び施策等の検討
- ・主な施策に関連する課の職員

(2) 市民参画

ア 子ども・子育て会議（条例設置の審議会）

- ・次期計画の施策等の検討・審議
- ・委員15名で構成（学識経験を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、労働者を代表する者、事業主を代表する者、保護者）

イ アンケート調査

- ・次期計画策定に向けて、教育・保育・子育て支援に関するニーズや意見を把握するためのアンケート調査及び子育て世帯の生活状況や支援ニーズを把握するためのアンケート調査を実施（令和5年度）

ウ こども・若者からの意見の聴取

- ・アンケート調査を補完するため、令和6年度協働事業参加者や児童館事業参加者、市内大学生などから意見聴取を行う。

エ パブリックコメントの実施

- ・計画の素案を公表し、広く市民から意見を求める。

7. スケジュール

- 令和6年 7月 提供区域・量の見込み・提供体制の検討（～11月）
実施事業の検討（～11月）
担当者会議（適宜開催）
計画骨子案の作成
- 令和6年 8月 庁内連絡会議
子ども・子育て会議
- 令和6年 11月 計画（素案）の策定
庁内連絡会議（政策調整会議）
子ども・子育て会議
- 令和6年 12月 政策会議
文教厚生委員会 協議会
- 令和7年 1月 社会福祉審議会
パブリックコメントの実施
- 令和7年 2月 庁内連絡会議
子ども・子育て会議
- 令和7年 3月 計画の確定・公表